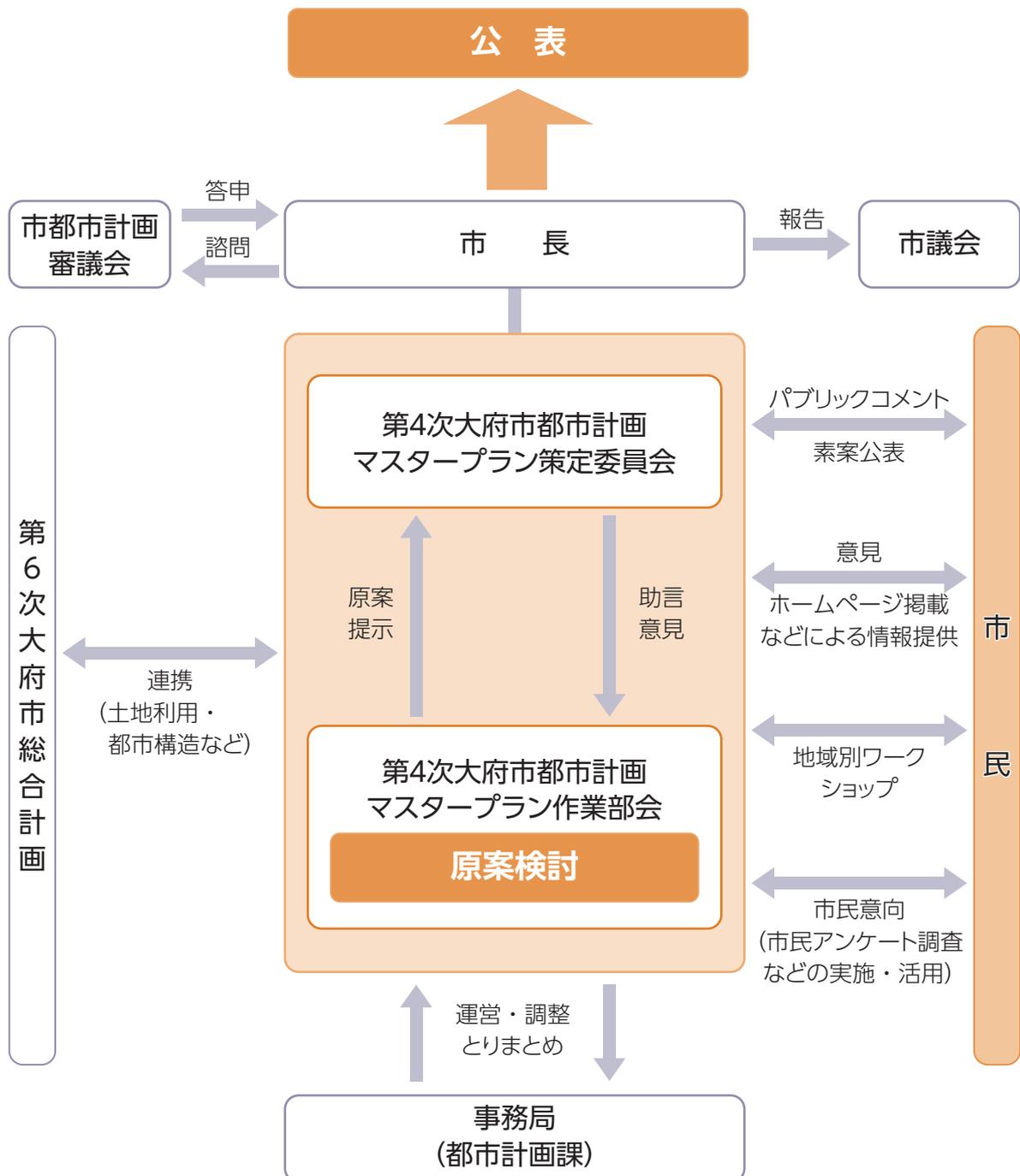


# 参考資料

## ① 計画の策定体制

- 本計画は、市の職員により構成する「作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定
- 市民アンケート調査、地域別ワークショップの開催、パブリックコメントの実施、第6次大府市総合計画の策定時に得られる市民意見(まちづくり懇談会や団体(分野)別懇談会など)の活用により、市民意見を反映



## ② 計画の策定経過

年	月	市議会	都市計画 審議会	策定委員会	策定委員会 作業部会	その他	
平成29年 (2017年)	11月		13日				
	12月				6日 第1回	市民アンケート 15日～27日	
平成30年 (2018年)	1月						
	2月				28日 第2回		
	3月	22日 全員協議会					
	4月						
	5月			9日 第1回			
	6月				8日 第3回	地域別ワークショップ 30日 第1回	
	7月		17日			地域別ワークショップ 21日・22日 第2回	
	8月				29日 第4回	地域別ワークショップ 18日・19日 第3回	
	9月					地域別ワークショップ 22日 第4回	
	10月	4日 全員協議会			31日 第2回	1日 第5回	
	11月						
	12月			18日			
平成31年 (2019年)	1月				15日 第6回		
	2月		22日	14日 第3回			
	3月	22日 全員協議会					
	4月						
令和元年 (2019年)	5月						
	6月	25日 全員協議会					
	7月				18日 第7回		
	8月		21日	20日 第4回			
	9月						
	10月	1日 全員協議会				パブリックコメント 10月2日～11月1日	
	11月				13日 第8回		
12月			23日	6日 第5回			
令和2年 (2020年)	1月						
	2月						
	3月					公表	

### ③ 策定委員会及び策定委員会作業部会

#### (1) 大府市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

大府市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針として、大府市都市計画マスタープランを策定するため、大府市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大府市都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他大府市都市計画マスタープランを策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置等)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は都市整備部長を、副部会長は土木課長をもって充て、部会員は職員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が召集し、議長となる。

2 部会長は、作業部会の会議において必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 大府市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

### 策定委員会

	氏名	所属	備考
委員長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学	
副委員長	山内 健次	大府市副市長	
委員	遠藤 新	工学院大学	
	今野 守	あいち知多農業協同組合	(平成30年度) 浅田 孝雄
	間瀬 計行	大府商工会議所	
	首藤 亮太	大府商工会議所青年部	
	浜島 淑子	地域婦人団体連絡協議会	
	小林 厚子	大府市小中学校PTA連絡協議会	(平成30年度) 小島 史世
	久野 晃	大府市老人クラブ連合会	
	菊池 勇人	区長会	
	兼松 邦人	大府市共和商業協同組合	
	鈴置 文枝	公募	
	片山 貴視	愛知県都市計画課	
	横山甲太郎	愛知県知多建設事務所	

### 策定委員会作業部会

	氏名	所属	備考
部会長	玉村 雅幸	都市整備部長	(平成29・30年度) 近藤 晃司
副部会長	山縣 豊	土木課長	
部委員	川出 陽一	企画政策課企画係長	
	杉浦 英憲	ウェルネスバレー推進課ウェルネスバレー推進係長	(平成29年度) 神取 愛 (平成30年度) 植木 孝
	小原 教寛	危機管理課防災危機管理係長	(平成29年度) 鈴置 純
	近藤 宏幸	土木課道路建設係長	(平成29年度) 中村 秀人
	清水 良	建築住宅課建築指導係長	
	深谷 紀文	緑花公園課緑花公園係長	
	安森 昌子	農政課農業振興係長	(平成29・30年度) 尾関田真巳
	半田 貴之	商工労政課工業労政係長	
	鈴木 大輔	下水道課下水道係長	(平成29年度) 神島 宏一
	深谷 育治	雨水対策課河川係長	(平成29・30年度) 濱島 圭吾
	久野 建史	都市計画課にぎわい創出係長	(平成29・30年度) 池村 英司

**庶務(事務局)**

氏 名	所 属	備 考
玉村 雅幸	都市整備部 部長	(平成29・30年度)近藤 晃司
深谷 一紀	都市計画課 課長	
水野 伸也	都市計画課 主幹	(平成29・30年度)渡邊 康宏
鈴置 弘	都市計画課都市計画係 係長	
今村 朋子	都市計画課都市計画係 技師	(平成29・30年度)井本 美都
小林慎之介	都市計画課都市計画係 主事	

### (3) 策定委員会及び策定委員会作業部会の経過

#### ① 策定委員会

日 時	名 称	議 題
平成30年5月9日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 策定方針について</li> <li>■ 大府市の現状について</li> <li>■ 市民アンケート調査について</li> <li>■ 現行計画の評価について</li> <li>■ 都市づくりの課題について</li> </ul>
平成30年10月31日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回策定委員会でのご意見について</li> <li>■ 将来都市像・都市づくりの目標について</li> <li>■ 将来都市構造について</li> <li>■ 土地利用フレーム・土地利用の方針について</li> <li>■ 地域別ワークショップの実施結果について</li> </ul>
平成31年2月14日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2回策定委員会でのご意見について</li> <li>■ 都市整備の方針について</li> <li>■ 地域別構想について</li> </ul>
令和元年8月20日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3回委員会でのご意見について</li> <li>■ 第4次大府市都市計画マスタープラン(案)について</li> </ul>
令和元年12月6日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4次大府市都市計画マスタープランについて</li> </ul>

#### ② 策定委員会作業部会

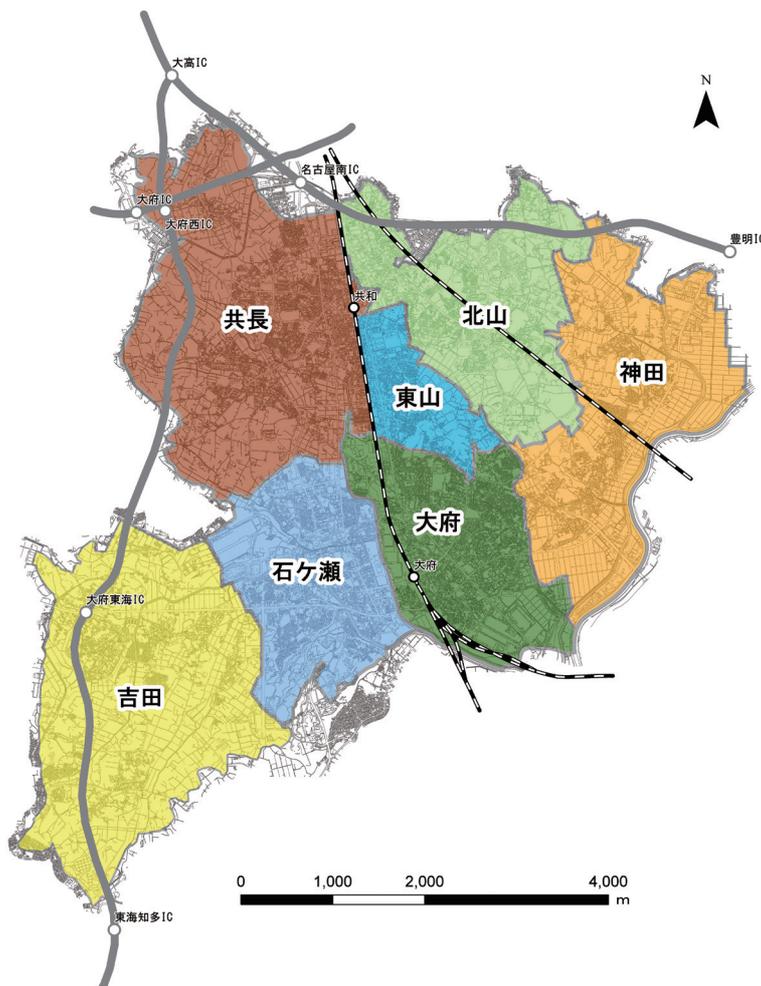
日 時	名 称	議 題
平成29年12月6日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大府市都市計画マスタープラン策定方針について</li> <li>■ 大府市の現状について</li> <li>■ 市民アンケート調査(案)について</li> <li>■ 現行計画の検証・評価について</li> </ul>
平成30年2月28日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民アンケート調査結果について</li> <li>■ 課題の整理について</li> </ul>
平成30年6月8日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画フレームについて</li> <li>■ 土地利用の方針について</li> </ul>
平成30年8月29日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地利用の方針について</li> <li>■ 計画フレームについて</li> <li>■ 将来都市構造・土地利用計画について</li> <li>■ 都市整備の方針について</li> </ul>
平成30年10月1日	第5回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来都市像・都市づくりの目標について</li> <li>■ 将来都市構造について</li> <li>■ 土地利用フレーム・土地利用の方針について</li> <li>■ 都市整備の方針について</li> <li>■ 地域別ワークショップの実施について</li> </ul>
平成31年1月15日	第6回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市整備の方針について</li> <li>■ 地域別構想について</li> </ul>
令和元年7月18日	第7回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4次大府市都市計画マスタープラン(案)について</li> <li>■ 今後の道路整備について</li> </ul>
令和元年11月13日	第8回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4次大府市都市計画マスタープランについて</li> </ul>

## ④ 地域別ワークショップの概要

### (1) 開催概要

回数	対象地域	日時	場所
第1回	全地域	平成30年6月30日(土) 10:00~12:00	市役所 202~204会議室
第2回	共長地域、吉田地域 石ヶ瀬地域	平成30年7月21日(土) 10:00~12:00	長草公民館 ホール
	大府地域、神田地域、 北山地域、東山地域	平成30年7月22日(日) 10:00~12:00	歴史民俗資料館 多目的ホール
第3回	大府地域、神田地域、 北山地域、東山地域	平成30年8月18日(土) 10:00~12:00	歴史民俗資料館 多目的ホール
	共長地域、吉田地域 石ヶ瀬地域	平成30年8月19日(日) 10:00~12:00	アローブ 会議室1~3
第4回	全地域	平成30年9月22日(土) 14:00~16:00	市役所 201~203会議室

### (2) 地域区分



### (3) 各回ワークショップの内容

#### 〈第1回ワークショップ〉

【テーマ】 まちの良いところ・悪いところ探し

【内容】 ○まちづくりミニ講演会(名古屋市立大学 瀬口名誉教授)

『地域住民みんなの手による小さなまちづくりの進め方・事例紹介』

- 都市計画について勉強しよう!
- 各地域の魅力や問題点を探ろう!
- 各地域での議論の内容を聞いてみよう!



#### 〈第2回ワークショップ〉

【テーマ】 各地域のまちづくりを考えよう!

【内容】 ○住民主体のまちづくりについて参考にしよう!(事例紹介)

- 各地域の魅力や問題点の最終確認をしよう!
- 魅力を伸ばし、問題を解決するための取組アイデアを考えよう!
- 各地域での議論の内容を聞いてみよう!



#### 〈第3回ワークショップ〉

【テーマ】 まちづくりアイデアをまとめよう!

【内容】 ○各地域のまちづくり構想図を作成しよう!

- 各地域のまちの将来像を考えよう!
- 住民主体の取組実践に向けた仕組みや体制を考えよう!
- 各地域での議論の内容を聞いてみよう!



#### 〈第4回ワークショップ〉

【テーマ】 各地域のまちづくりアイデア発表会!

【内容】 ○各地域で話し合ってきた内容を確認しよう!

- 各地域のまちづくり構想の内容を聞いてみよう!

## ⑤ 市民アンケート

### (1) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	大府市在住の18歳以上の方
配布数	3,000通
調査方法	調査対象者の中から無作為に抽出
調査時期	平成29年12月15日～平成29年12月27日

### (2) 配布数及び回収結果

配布数	回収数	回収率
3,000	1,254	41.8%

### (3) 調査項目

対象地域	場 所
1. 現在の大府市の 住みやすさについて	問1 大府市は住みやすいまちだと思いますか。
2. あなたがお住いの 地区のまちづくり について	問2 あなたは、お住いの地区を住みやすくするためには、どのような取組が必要と思いますか。 問3 あなたは、お住いの地区の環境を守ることや地区の発展に向けて、地域住民でまちづくりに関するルールを決めることについて、どのように感じますか。 問4 あなたは、お住いの地区をよくするためのまちづくりを進める方法として、どのような方法が望ましいと思いますか。
3. 将来のまちの イメージについて	問5 あなたは、大府市は今後どのようなイメージのまちをめざすべきだと思いますか。
4. 今後のまちづくり について	問6 あなたは今後、大府市ではどのようなまちづくりに力を入れるべきだと思いますか。 問7 大府の商業地は駅前を中心に発展してきましたが、あなたは、今後の駅前商業地のあり方についてどのように考えますか。 問8 道路や交通の充実のために、あなたは、どのような取組や整備が必要と思いますか。 問9 市民の移動手段を確保していくために、あなたは、どのような取組や整備が必要と思いますか。 問10 緑とつながりのある良好な都市環境を創出するために、あなたは、どのような取組や整備が必要と思いますか。
5. 定住・住み替え 意向について	問11 あなたは、現在お住いの場所に今後も住み続けたいと思いますか。 問12 あなたは、居住の条件として、どのようなことが重要であると思いますか。
6. あなたの普段の 生活について	問13 あなたが、市内、市外で普段行く施設を最大5つまでお答えください。 問14 あなたは、現在のお住いから徒歩で移動できる範囲及びお住いの地域に、最低限どのような施設があるとよいですか。また、大府・共和駅周辺において、今後、どのような施設を維持・充実させていくべきだと思いますか。

## 6 パブリックコメント

項目	内容
実施期間	令和元年10月2日(水)～令和元年11月1日(金)
閲覧場所	都市計画課窓口、各公民館、ミュージーいしがせ、市ホームページ
提出方法	郵送、FAX、Eメールなど
募集結果	意見なし

## 7 都市計画の変遷

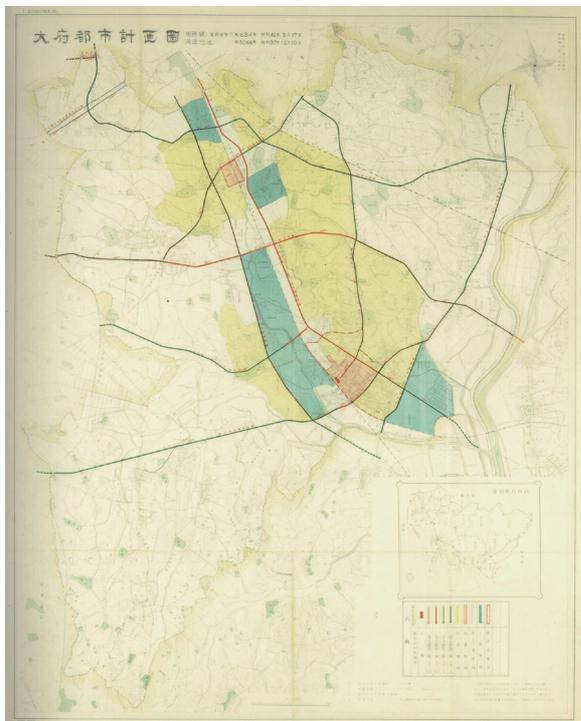
### (1) 市街化区域及び用途地域の決定(変更)経緯

市街化区域	用途地域	決定(変更)年月日	告示番号	市街化区域面積(ha)	地区	決定(変更)理由
	○	昭和37年12月10日	建設省告示第3066号	—		当初指定(4種類)
○		昭和45年11月24日	愛知県告示第915号	1,070		新都市計画法公布(S43)による区域区分制度創設に伴う当初指定
	○	昭和47年9月16日	愛知県告示第748号	—		都市計画法の改正(S45)に伴い4種類から8種類に変更
○		昭和53年9月1日	愛知県告示第958号	1,070		第1回見直し
○		昭和59年2月22日	愛知県告示第149号	1,170		第2回見直し
○		平成3年9月4日	愛知県告示第817号	1,192		第3回見直し
○		平成5年3月26日	愛知県告示第353号	1,203	半月地区	一般保留解除
○		平成6年5月25日	愛知県告示第508号	1,239	深廻間地区	一般保留解除
	○	平成8年2月2日	愛知県告示第72号	—		都市計画法の改正(H4)に伴い8種類から12種類に変更
○		平成8年11月1日	愛知県告示第856号	1,254	共和西地区	一般保留解除
○		平成9年12月26日	愛知県告示第1000号	1,254		行政界変更
○		平成13年6月19日	愛知県告示第490号	1,302		第4回見直し
○		平成22年12月24日	愛知県告示第750号	1,302		第5回見直し(都市計画区域の再編)
○		平成29年9月1日	愛知県告示第368号	1,329	北山地区	一般保留解除
○		平成31年3月29日	愛知県告示第216号	1,338	長草地区	第6回見直し

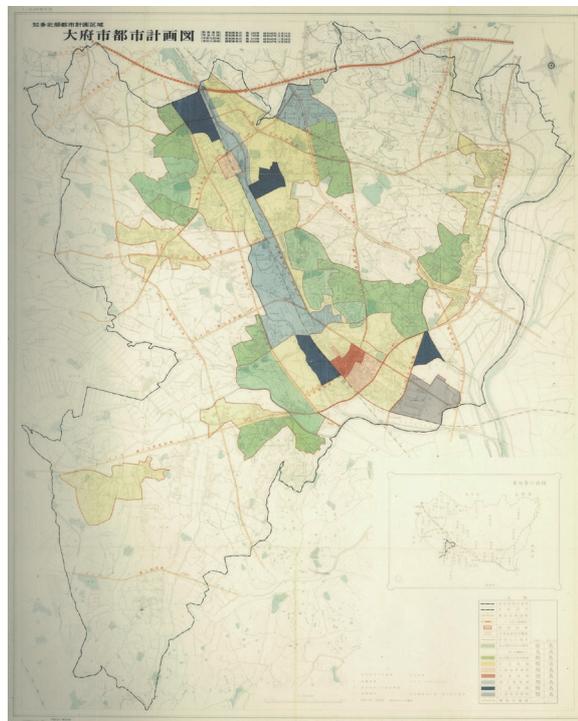
※都市計画法の改正(H29)により、新たに田園住居地域が創設され、用途地域は13種類になりましたが、この法改正に伴う用途地域の変更は行っていません。

## (2) 都市計画図の変遷

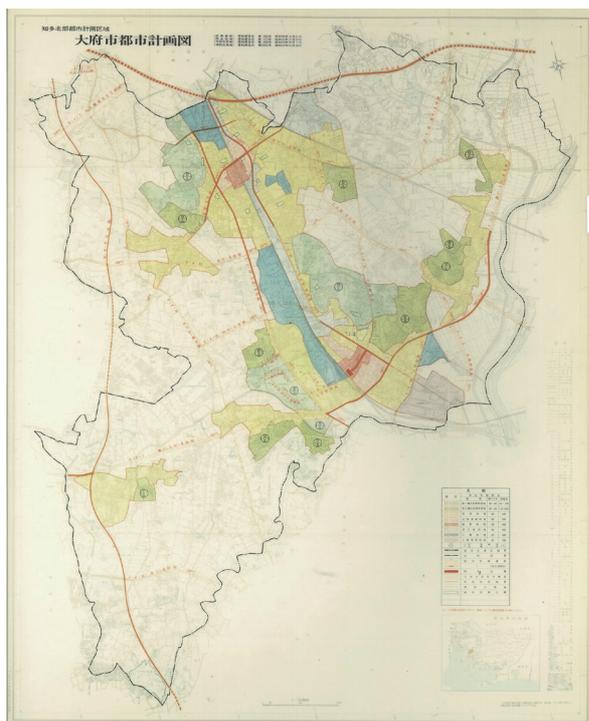
### 都市計画図の変遷



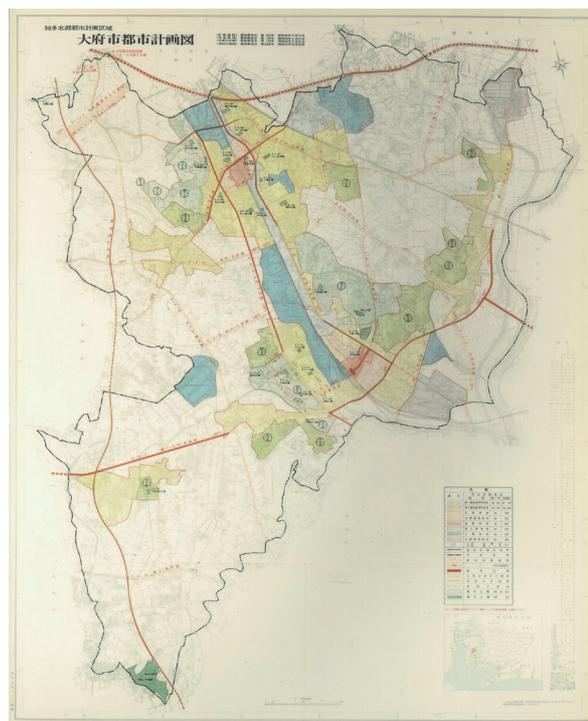
用途地域：昭和37年12月10日(4種類)  
市街化区域：-(指定前)



用途地域：昭和47年9月16日(8種類)  
市街化区域：昭和45年11月24日(当初指定)

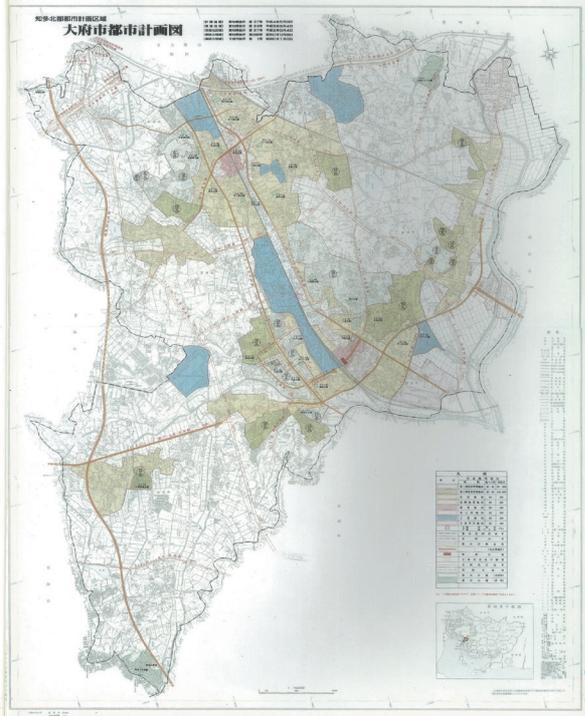


用途地域：昭和56年2月20日(8種類)  
市街化区域：昭和53年9月1日(第1回見直し)

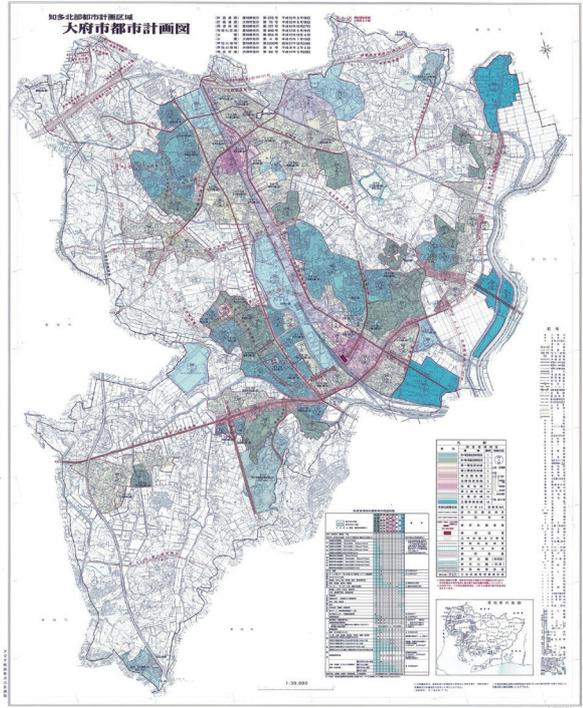


用途地域：昭和59年2月22日(8種類)  
市街化区域：昭和59年2月22日(第2回見直し)

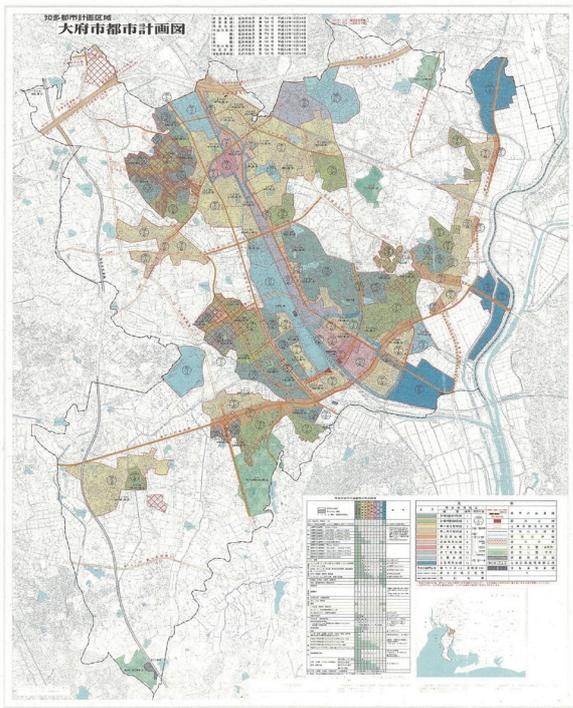
## 都市計画図の変遷【つづき】



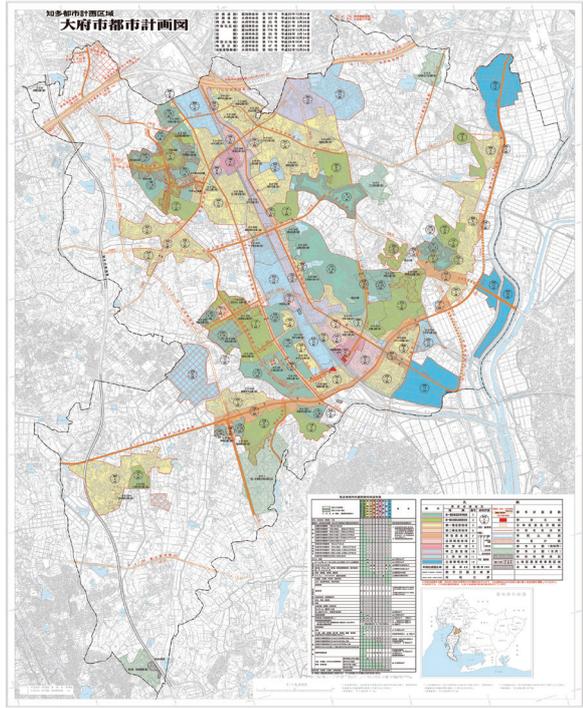
用途地域：平成3年9月4日(8種類)  
市街化区域：平成3年9月4日(第3回見直し)



用途地域：平成14年12月27日(12種類)  
市街化区域：平成13年6月19日(第4回見直し)



用途地域：平成22年12月24日(12種類)  
市街化区域：平成22年12月24日(第5回見直し)



用途地域：平成31年3月29日(13種類)  
市街化区域：平成31年3月29日(第6回見直し)

## 8 用語解説

あ行	
ICT (あいしーていー)	Information & Communications Technologyの略。情報通信技術。
空家等対策計画 (あきやとうたいさくけいかく)	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、国の基本方針に即して、市町村における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。
アダプトプログラム (あだぷとぷろぐらむ)	住民が公共施設、たとえば公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみて、気持ちよく利用出来るようにゴミを拾ったり樹木に水をあげたり除草したりするボランティア活動のこと。
インフラ施設 (いんぷらしせつ)	道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。
ウェルネスバレー (うえるねすばれー)	「あいち健康の森」とその周辺エリアを指す。この区域には、国立長寿医療研究センターやあいち健康プラザをはじめ、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地しており、健康長寿分野において全国でも有数の集積地となっている。本市と東浦町では、この地域に健康長寿に関する一大交流拠点を創るための検討を進め、平成21年3月に具体的な施策や土地利用の方針をとりまとめた「ウェルネスバレー基本計画書」を策定した。
雨水貯留浸透施設 (うすいちよりゅうしんとうしせつ)	雨水の流出を抑制するための施設。施設にはその敷地内に降った雨を一時的に貯留施設と浸透ます・透水性舗装などにより雨水を地下に浸透させる浸透施設がある。
駅端末交通手段 (えきたんまつこうつうしゅだん)	出発地から鉄道駅(または、鉄道駅から到着地)までに利用した交通手段のこと。
エコドライブ (えこだらいぶ)	環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方のことで、CO <sub>2</sub> 削減対策のほか NOxなどの排出削減により、大気汚染対策にも資する。
屋外広告物 (おくがいこうこくぶつ)	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの一定の観念、イメージを伝達するもの。
か行	
街区公園 (がいくこうえん)	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積 0.25haを標準として配置する。
開発許可制度 (かいはつきよかせいど)	都市計画法による開発行為に対する許可制度。
既存ストック (きぞんすとく)	これまでに整備された都市基盤施設、建築物などの蓄積。
義務的経費 (ぎむてきけいひ)	支出が義務的で任意では削減できない経費(一般的には人件費、扶助費、公債費)。

急傾斜地 (きゅうけいしゃち)	ここでは急傾斜地崩壊危険箇所をさす。急傾斜地崩壊危険箇所は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所。
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	交通安全や生活環境、防災上支障となる幅員が狭い道路。
局地的大雨 (きょくちてきおおあめ)	急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらす雨。
緊急輸送道路 (きんきゅうゆそうどうろ)	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都道府県知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。
近隣公園 (きんりんこうえん)	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり1箇所を誘致距離 500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
近隣商業地域 (きんりんしょうぎょうちいき)	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する地域に定める。
グリーンインフラ (ぐりんいんぷら)	社会資本整備、土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
グリーンベルト (ぐりんべると)	歩道が設置されていない道路の路肩において、歩行者の安全な通行を支援するため、グリーンのペイントを施したもの。
健康長寿関連産業 (けんこうちょうじゅかんれんさんぎょう)	少子高齢化に伴う諸問題の解決に貢献しつつ、医療・介護・福祉分野における大きな需要を取り込むことによって、持続的な経済成長をけん引することが期待される産業。
広域公園 (こういきこうえん)	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的として設置された公園のこと。
工業専用地域 (こうぎょうせんようちいき)	工業の利便を増進するため定める地域。
工業地域 (こうぎょうちいき)	主として工業の利便を増進するため定める地域。
交通結節点 (こうつうけっせつてん)	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがあげられる。
高度利用 (こうどりよう)	階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。
高齢者人口 (こうれいしゃじんこう)	65歳以上の人口。
国勢調査 (こくせいちょうさ)	総務省統計局が行なう全国一斉の国勢に関する調査をいう。大正9年に第1回国勢調査が行なわれて以来、10年ごとに行なわれ、その中間年の5年目には簡易な方法による調査が実施されている。調査時期は10月1日現在で行なわれ、直近では平成27年に行われている。

コミュニティ道路 (こみゆにていどうろ)	人と車の共存を目的とした道路。
<b>さ行</b>	
財政力指数 (ざいせいりよくしすう)	地方公共団体の財政力を示す指数。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。
砂防河川 (さぼうかせん)	一、二級河川以外の河川のうち砂防法に基づく砂防区域内を流れる河川で、構造物の維持管理は県で行っている。
市街化区域 (しがいかくいき)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域 (しがいかちょうせいいくいき)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域内では、自治体が地域の実情に応じて区域、用途を定める場合を除き、原則として農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されないものとされている。
自市内就業率 (じしないしゅうぎょうりつ)	市内に居住している人口に対する市内で就業している人口の割合。
市内総生産 (しないそうせいさん)	市内における企業などの経済活動によって生産された財貨サービスの総額から、原材料などを差し引いた付加価値額。
市民農園 (しみんのうえん)	一般的にサラリーマン家族や住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園をいう。
社会増加数 (しゃかいぞうか)	市内への転入者数から市外への転出者数を差し引いた人口の値。
集約型都市構造 (しゅうやくがたとしこうぞう)	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。
主要幹線道路 (しゅようかんせんどうろ)	骨格を形成し、通過交通や各都市間交通など比較的長いトリップ(ある地点からある地点への目的を持った人の移動)の交通を分担し、下位道路への不要な交通の侵入を軽減しつつ、多量の自動車交通受容に対応する道路のこと。
循環型社会 (じゅんかんがたしゃかい)	製品などの消費により排出される廃棄物などが抑制されることや循環資源(廃棄物などのうち有用なもの)の循環的な利用(再使用、再生利用及び熱回収)が促進されること、さらには循環的な利用が行われないものについては適正な処分が確保されることといった、3つの条件が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会をいう。
準工業地域 (じゅんこうぎょうちいき)	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域であり、例えば、住宅などの混在を排除することが困難又は不適当と認められる工業地について定める。
準住居地域 (じゅんじゅうきょちいき)	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域。

準用河川 (じゅんようかせん)	一級河川及び二級河川以外の河川で各種の行為制限、維持工事などによって万全の管理をする必要のある河川を市町村長が指定する。「河川法」の二級河川の規定を準用し、市で管理している。
商業地域 (しょうぎょうちいき)	商業、業務、娯楽などの施設を集約的に立地を図る区域で、主として商業などの業務の利便を増進するために定める地域。
人口集中地区 (じんこうしゅうちゅうちく)	Densely Inhabited Districtの頭文字をとって DID 地区ともいう。国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域のこと。
親水空間 (しんすいくわかん)	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所。
水洗化率 (すいせんかりつ)	下水道に接続できる処理区域内の人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水进行处理している人口の割合。
スーパー・メガリージョン (すーぱー・めがリーじょん)	リニア中央新幹線により、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化することで形成される世界最大の巨大都市圏。
スプロール (すぷろーる)	市街地が無計画に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されること。
生産年齢人口 (せいさんねんれいじんこう)	15歳以上65歳未満の人口。
生産緑地 (せいさんりょくち)	市街化区域内の農地などのうち、公害や災害防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している一団の土地を生産緑地地区として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境を資することを目的とする。
製造品出荷額等 (せいぞうひんしゅっかがくなど)	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計。
セットバック (せつとばっく)	建築基準法の規定により、幅員4mに満たない道路に接する敷地に建物を建てる場合、道路の中心から2m後退して建物を建てること。
総合公園 (そうごうこうえん)	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
ゾーン30 (ぞーんさーていー)	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制する。
<b>た行</b>	
第1種住居地域 (だいいっしゅじゅうきよちいき)	住居の環境を保護するため定める地域。
第1種中高層住居専用地域 (だいいっしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。

第1種低層住居専用地域 (だいいっしゅていそうじゅうきょせんようちいき)	低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するために定める地域。
第2種住居地域 (だいにしゅじゅうきょちいき)	主として住居の環境を保護するため定める地域。
地域公共交通網形成計画 (ちいきこうきょうこうつうもうけいせいけいかく)	地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)としての役割を果たすもの。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。
地区幹線道路 (ちくかんせんどうろ)	市町村の骨格を形成し、市街地(住宅地、商業地、工業地)の幹線的機能を果たしたり、市町村内の主要な交通発生源を相互に結び、都市交通需要に対応するとともに、発生・集中する交通を効果的に都市幹線道路に誘導するための道路で、主に一般県道や市町村道が該当する。
地区計画 (ちくけいかく)	無秩序な開発を防止し、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るため、その地区における建築物の細かい規制、道路や公園の位置などを定めるもの。
長寿命化 (ちょうじゅみょうか)	建物や建築設備、都市基盤施設の構造物について、計画的な改修を行うことにより使用期間を延ばす取組。
低炭素型社会 (ていたんそがたしゃかい)	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。
特定都市河川浸水被害対策法 (とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう)	著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出の抑制のための規制、都市洪水想定区域などの指定・公表などを行うための法律のこと。
都市幹線道路 (としかんせんどうろ)	都市計画区域の骨格を形成し、都市計画区域内の主要な交通発生源を相互に結び、都市交通需要に対応するとともに、比較的長いトリップ長の交通を効果的に主要幹線道路に誘導する道路で、主に2車線の国道や主要地方道及び一般県道が該当する。
都市計画 (としけいかく)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定された計画で、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」を目指して策定するもの。
都市計画基礎調査 (としけいかくきそちょうさ)	都市計画に関する基礎調査のこと。都市計画法では、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、市街地の面積、土地利用などについて調査することとされている。
都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、長期的な整備水準を検討し、道路の機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊道路の4種別に分類し、都市計画に定めるもの。
都市的低未利用地 (としてきていみりょうち)	本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。

土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行なわれる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。
<b>な行</b>	
二級河川 (にきゅうかせん)	一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係がある河川で、河川法に基づき県知事が指定したもの。その管理は原則として県が行っている。
年少人口 (ねんしょうじんこう)	15歳未満の人口。
農用地区域 (のうようちくいき)	農業振興地域整備計画の農用地利用計画により定める、概ね10年先を見越して農用地として保全していく区域のこと。
<b>は行</b>	
パークアンドライド (ぱーくあんどらいど)	Park and ride 自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅などまで行き、その周辺に駐車して鉄道などへ乗り継ぎ、都心などへ向かう通勤形態をいう。
PPP、PFI (ぴーぴーぴー、ぴーえふあい)	PPP (Public Private Partnershipの略) は、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法のこと。PFI (Private Finance Initiativeの略) は PPP の手法の一つで、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
ビッグデータ (びっぐでーた)	ICT 技術の進化などにより、ネットワーク上で生成・流通・蓄積されている多様で膨大なデジタルデータ。
普通河川 (ふつうかせん)	河川法の指定ないし準用されない河川のうち、流域面積2km <sup>2</sup> 以上のもので、かつ河川本来の機能を保持させる必要が認められたもので、市が管理を行う。
防火地域、準防火地域 (ぼうかちいき、じゅんぼうかちいき)	都市計画法に基づく地域地区の一種で、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。
補助幹線道路 (ほじょかんせんどうろ)	道路網のなかで幹線道路を補う道路。幹線道路と区画街路を連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たすもの。
ポテンシャル (ぽてんしゃる)	潜在的な力。可能性としての力を指す。
<b>ま行</b>	
まち・ひと・しごと創生総合戦略 (まち・ひと・しごとそうせいそうごうせんりやく)	人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を実現するため、今後5か年の目標、施策、基本的な方向を提示するもの。
まちなか居住 (まちなかきよじゅう)	まちなかに住むこと。都市の中核を担う商業・業務機能や交流機能、居住機能などの総合的な回復を図ることにより、まちなかの魅力の向上や個性的な地域づくりを進め、人口やにぎわいの回復を図ることを目的とする。

緑の基本計画 (みどりのきほんけいかく)	都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
民間活力 (みんかんかつりよく)	民間企業の資金力や事業能力。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン (ゆにばーさるでざいん)	年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように、はじめから計画して実施し、その後も改良などを検討していくという考え方。
用途地域 (ようちいき)	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居・商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導することを目的に指定する。
<b>ら行</b>	
立地適正化計画 (りちてきせいかけいかく)	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン。
リニアインパクト (りにあいんぱくと)	リニア中央新幹線の開業が、社会・経済に及ぼす影響。
緑道 (りょくどう)	歩行者・自転車の通行のため、河川沿いなどで自然に親しめるよう整備された道。
6次産業化 (ろくじさんぎょうか)	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
<b>わ行</b>	
ワークショップ (わーくしょっぷ)	問題解決やトレーニングの手法で、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

# 第4次大府市都市計画マスタープラン

発行

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL.0562-47-2111(代表)

<https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集

大府市 都市整備部 都市計画課

